

# 類似商号の使用差止め

小林 誠吾

最近、不動産会社の商号について、類似商号であるとして、その使用差止めを命じた高裁判決が、二件出された。住友ハウジング事件と多摩信住宅販売事件である。以下、これらの判決とあわせてこれまでの判例も、ご紹介しておきたい。

## 一 「住友ハウジング」事件

★大阪高判 平九・一一・一八 判例集未登載  
★京都地判 平九・五・八 判例集未登載

### (1) 事案の概要

業者X<sub>1</sub>(住友不動産株式会社)、同X<sub>2</sub>(住友不動産販売株式会社)は、住友グループを形成して営業活動を行っているところ、業者Yは、昭和五年、京都府下において「住友ハウジング」の商号で、不動産業を開始した。

Xらは、平成七年、Yに対し、不正競争防止法二条一項一号に当たるとして、商号の使用禁止と登記の抹消を求めた。

### (2) 第一審判決

第一審(京都地判平成九年五月八日判例集未登載)は、次のような判決を下した。

① 住友グループに属する会社が商号に冠し、使用して来た標章である「住友」は、昭和三〇年代全国的に広く周知されており、X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>の商号も周知されていた。

② Xらの商号とYの商号は、「不動産」又は「不動産販売」と「ハウジング」が違うだけで、全体から見ても明らかに類似しており、Yの商号は、Xらもしくは住友グループに属する会社の営業上の施設又は活動と混同させるおそれがあり、営業上の利益が侵害されるおそれがある。

③ 従って、Xらの請求は、理由がある。Yが、控訴した。Yは、「不動産」は居住用のものに限られず、極めて広範囲のものを含む観念であるが、「ハウジング」は専ら人の住まいを指す名詞である、と主張した。

### (3) 控訴審判決

控訴審(大阪高裁判平成九年一月一八日判決 確定 判例集未登載)は、次のような判決を下した。

① Xらの商号の要部は「住友」という文字部分にあり、一般需要者は「不動産」と「ハウジング」の意味の違いを重視しないと考えられ、かつ、Xら企業が商号に冠し、使用して来た標章である「住友」はYの設立前周知されており、Xらの営業活動はYの設立前に行われている。

② 不正競争防止法二条一項一号にいう「混同」は、表示の主体である他人との間に経済的又は組織的に何らかの関連があると誤認させることを含む。

③ 従って、Yの商号はXらの商号と類似しており、これにより一般の需要者がYをXらと混同し、あるいはXらとの間に経済的又は組織的に何らかの関連があると誤信するおそれがあるといわざるを得ない。

④ よって、Yの控訴は理由がなく、棄却する。

## 二 「多摩信住宅販売」事件

★東京高判

平一〇・三・三一 判時一六四九一一五九

★東京地裁八王子支判

平九・九・三 判例集未登載

(1) 事案の概要

X(多摩中央信用金庫)は、多摩地区を営業範囲として、「たましん」の略称で営業活動をしていたところ、業者Yは、「多摩信住宅販売株式会社」なる商号を使用して、住宅販売等の業務を行った。

Xは、Yに対し、Yの商号の使用が不正競争防止法二条一項一号の不正競争行為に該当するとして、同商号の使用禁止と登記の抹消を求めた。

(2) 第一審判決

第一審(東京地裁八王子支判平成九年九月三日判例集未登載)は、Yの商号がXの出資する関連会社の一つであるかのように混同誤認させるおそれがあることは否定できないが、不正競争に該当するためには、競争関係にあることを要するところ、Xの営業種目は金融業であり、Yの営業種目は住宅販売であるから、Yの商号からYをXと混同誤認させるおそれはないとして、Xの請求を棄却した。Xが、控訴した。

(3) 控訴審判決

控訴審(東京高裁平成一〇年三月三十一日判

決 確定 判例時報一六四九号一五九頁)は、

次のような判決を下した。

① 「たましん」がXの事業を表示する略称であることは、少なくとも多摩地区の取引者、需要者であれば、広く認識しており、かつ、「多摩信」の音読みであることも直ちに理解し得るから、Yの商号は、Xの事業表示の略称である「たましん」と、称呼及び觀念において類似するところがある。

② 不正競争防止法二条一項一号にいう「他人の営業と混同を生じさせる行為」とは、取引者、需要者をして競争者の営業を他人の営業と誤信させる行為のみならず、競争者が他人と緊密な営業上の関係があると誤信させる行為も含まれる。

③ 有力な金融機関が系列会社等の形で不動産取引業を営む場合、自らの商号等の略称に、不動産取引あるいは不動産取引業を意味する文字を付したものを系列会社等の商号とする例が、少なからず存在するから、ことさらに「多摩信」を含む商号を使用するYの行為は、不動産取引の顧客をして、YがXと緊密な営業上の関係があると誤信させるおそれが多分にある。

④ 従って、原判決は失当であるから、これ

を取り消し、Xの請求を認容する。

三 これまでの事案

これまで、不動産関係では、次の判決がある。住友グループの訴訟が多い。

(1) 「住友地所」事件

★東京地判

昭四一・一〇・一一 判タ一九八一・四二

業者Yは、昭和三九年一月、その商号を「住友地所株式会社」に変更して、不動産事業を営んでいたが、昭和四〇年五月、新聞折込ビラで誇大広告をして、同年七月一六日公正取引委員会の排除命令を受け、同日新聞報道された。業者X(住友不動産株式会社)は、翌一七日の新聞に、Yと無関係である旨広告を掲載した。Xは、Yに対し、商号の使用禁止、登記の抹消と損害賠償を求めた。

これに対して、裁判所は、YはXと類似の商号を使用し、かつ、Xの商号が著名で、営業もXと同種であるから、不正競争防止法旧一条二号に該当するとして、Yに対し、商号の使用禁止及び登記の抹消を命じるとともに、同法一条の二により、Xの広告掲載料のうちYの行為に起因する四〇万九、四四〇円について、支払いを命じた。

(2) 「住友ハウジング」(千葉県) 事件

★千葉地裁松戸支判

昭五九・七・一三 判例集未登載

業者X<sub>1</sub>(住友不動産株式会社)、同X<sub>2</sub>(住友不動産販売株式会社)は、住友グループを形成して営業活動を行っているところ、業者Yは、昭和五二年、千葉県内において「住友ハウジング」の商号で、不動産業を開始し、公正取引委員会より度々警告を受けた。Xらは、昭和五九年、Yに対し、不正競争防止法旧一条一項二号に当たるとして、商号の使用禁止と登記の抹消を求めた。Yは、口頭弁論期日に出席しなかった。

裁判所は、民事訴訟法旧一四〇条三項によりXら主張の事実をすべて自白したものとみなして、Xらの請求を認容した。

(3) 「神鋼不動産」事件

★神戸地判

平五・六・三〇 判タ八四一―二四八

X(株式会社神戸製鋼所)は、神鋼グループを形成して営業活動を行っているところ、業者Yは、昭和五九年、淡路島内において「神鋼不動産株式会社」の商号で、不動産業を開始した。Xは、Yに対し、不正競争防止法旧一条一項二号に当たるとして、商号の使用禁

止と登記の抹消を求めた。Yは、淡路島内に限られ、Xの営業上の利益を害するおそれはないと主張した。

これに対して、裁判所は、Xとは何の関係もないYが「神鋼」の二字を冠し、X及び神鋼各社と類似する商号等営業表示を使用し、不動産業を行う行為は、Xを中核とする神鋼グループの一員、ないしは両者間に緊密な営業上の関係があるかのような誤った印象を取引者、需要者に与え、X及び神鋼各社の営業上の活動と混同させるおそれがあり、かつ、ここにおいて「営業上ノ利益ヲ害セラル虞」とは、必ずしも競争関係のあることを要しないから、Yの主張は失当であるとして、Xの請求を認容した。

(4) 「積水開発」事件

★大阪地判

昭四六・六・二八

無体財産三一一―二四五

X(積水化学工業株式会社)は、昭和三三年以降その商号で営業を行っているところ、業者Yは、昭和四五年、「積水開発株式会社」の商号で、不動産取引の仲介斡旋業を開始した。Xは、Yに対し、不正競争防止法旧一条一項二号に当たるとして、商号の使用禁止と

登記の抹消を求めた。Yは、Xは不動産仲介業を行っておらず、競争関係にないと主張した。

これに対して、裁判所は、不正競争防止法旧一条一項二号の法意は、「第三者が他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用してこれと混同を生ぜしめる行為は、当該他人が永年にわたり築き上げた取引上の名声を、対価を払うことなく自己のため利用するとともに、当該他人に対し、その意思に基づかず、また支配の及ばない無関係の営業活動について、不当に関係づけられる迷惑を被らしめ、営業上の利益を害する結果をもたらすおそれのあるものであるから、営業上許される自由競争の範囲を逸脱し、取引の信義則に違反するものとしてこれを禁ずる」ことにあり、同号にいう「混同ヲ生ゼシムル」とは、一般人をして誤認する危険を生ぜしめることをい、現実に誤認の事態が発生したことを必要としないうして、Xの請求を認容した。

(5) 「東急フレックスホーム」事件

★大阪地判

昭五三・五・二六 判タ三七二―一五六

業者Y(ニッケン東急フレックスホーム)は、業者X(東急不動産)と代理店契約を締

結したが、不渡手形を出したため、同契約を解除された。同契約には、契約解除の際、Yは直ちにYの商号から「東急」及び「フレックスホーム」の名称を抹消する約定があった。Xは、Yに対し、「東急フレックスホーム」の商号の使用禁止を求めた。

これに対して、裁判所は、本契約条項の趣旨からすれば、YはXに対し「東急フレックスホーム」の文字を含む商品を使用しないことをも約したと解するのが相当であるとして、Xの請求を認容した。

(6) 「飯塚不動産商事」と「飯塚不動産幹旋所」

★福岡地裁飯塚支判

昭四五・一一・一一 判タ二五九―二九四  
業者Xは、昭和四〇年以来「飯塚不動産商事」の商号で営業していたところ、業者Yは、昭和四四年三月、「飯塚不動産幹旋所」の商号で営業を開始した。その後、同年四月Yは、「飯塚宅地建物幹旋所」と商号を変更したが、Xは、Yに対し、商法二〇条一項に基づき、商号の使用禁止と損害賠償を求めた。

これに対して、裁判所は、Yの「飯塚不動産幹旋所」の商号は、Xの「飯塚不動産商事」の商号と、全体的観察においても、また、一般取引上からも一般人をして混同誤認せしめ

るおそれがあるから、類似の商号であるが、Yは、既に同商号を使用しておらず、また、Yの商号選定が不正競争の目的その他反社会性ある目的態様をもってなしたものであるから、違法性がないとして、Xの請求を棄却した。

(7) 「新赤坂商事」事件

★最高判 昭六〇・二・二二

判時一一四九―九一、判タ五五三―一四四

★東京地判 昭五八・九・二〇

行集三四―九―一六〇七

★東京高判 昭五九・三・二二

行集三五―四―四七四

業者Xは、東京都港区で「不動産に対する投資、売買並びに仲介」を目的とする「赤坂商事株式会社」の商号を登記していたところ、同区において「宅地建物取引業務」を目的とするAが社名を「株式会社新赤坂商事」と変更して登記をした。Xは、Y法務局長に対し、本件登記の抹消を求める審査請求をしたが、Yは、これを却下した。Xは、Yに対し、同判決の取消しを求めた。

原審は、Xの請求を棄却した。

上告審は、「登記官の登記した処分に対し、商業登記法一一四条所定の審査請求により当

該登記の抹消を求めることができるのは、右登記につき登記官による職権抹消事由が存することを理由とする場合に限られ」、「登記申請が商法一九条の規定に反するものである場合には、登記することができない商号の登記を目的とするものとして商業登記法二四条一三号、二七条により登記官は当該申請を却下すべきものであるが、このような場合であっても、既に登記が完了したときには、右規定違背が商業登記法一〇九条一項二号所定の事由に該当しないことは明らかというべきであるから、かかる登記官の処分に対しては審査請求をすることは許されない」として、上告を棄却した。

四 おわりに

今回の二件の判決は、いずれもこれまでの判例と同様の判断である。

その中で、東京高判が、平仮名と漢字は称呼に差がなく、緊密な営業上の関係があると誤信させる行為は、当該企業に関係企業が現存しなくても左右されない、とした点が注目される。

(調査研究部研究員)